

『子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格のあり方その他資質の向上策に関するワーキンググループ』

資料5-1

ヒアリング資料

【子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者の養成を行う主体】

大学、専門学校等の教育・養成機関の立場から

<答弁担当>

会 長	白澤 政和（国際医療福祉大学大学院教授）
常務理事	中谷 陽明（桜美林大学大学院教授）
理 事	澁谷 昌史（関東学院大学教授）

令和2年10月20日



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

本ヒアリングの前提

- 本ヒアリングにおける本連盟の考え方については、ワーキンググループで論点になっている「子ども家庭福祉に関する教育内容」として「児童と家庭に対する支援と児童家庭福祉制度」ほかを指定科目にしている社会福祉士養成をもとにして回答する。
- なお、精神保健福祉士養成においても、精神保健に特化した科目の内容には子ども家庭福祉あるいは子どもへの虐待の内容を含んだ教育を行っている。ここで回答している内容は、今後、精神保健福祉士についても社会福祉士をベースに対応していく。

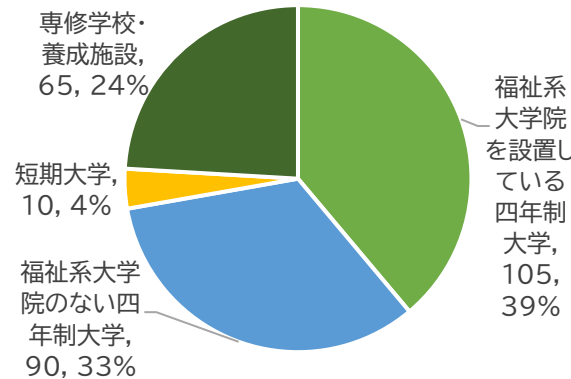
団体の概要

会員校数

270校

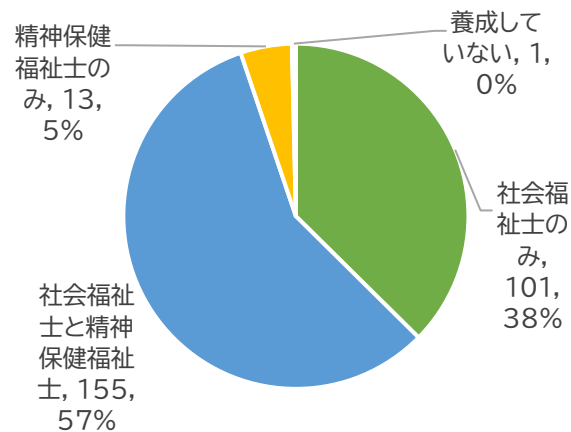
- 北海道ブロック:12
- 東北ブロック:18
- 関東甲信越ブロック:93
- 東海・北陸ブロック:30
- 近畿ブロック:51
- 中国・四国ブロック:33
- 九州沖縄ブロック:33

会員校の構成



学校種別	学校数	割合
福祉系大学院を設置している四年制大学	105	39%
福祉系大学院のない四年制大学	90	33%
短期大学	10	4%
専修学校・養成施設	65	24%
合計	270	100%

四年制大学
195校,
72%



養成課程種別	学校数	割合
社会福祉士養成のみ	101	38%
社会福祉士養成と精神保健福祉士養成	155	57%
精神保健福祉士養成のみ	13	5%
養成していない	1	0%
合計	270	100%

社会福祉士
養成
256校,
95%

2020.10.16現在



① ソーシャルワークを担う者の資質の向上に向けた取組状況 …について

Q①-1	<p>ソーシャルワークの共通基盤の習得と領域毎の専門性を深めることの関係について、どのように位置づけているか</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士の養成校では「あらゆる福祉課題を抱える人（全世代・全領域）」への支援に対応できる、ソーシャルワーク専門職を養成している。その意味では、<u>法令で定められた最低限1200時間（演習・実習480時間含む）の履修を終えることで、ソーシャルワーカーとしての共通基盤が習得できると考えている。</u> ○ 共通基盤を習得した養成校修了者は、様々な専門の実践領域に入職後、<u>適切なスーパービジョンのもと、その領域毎の専門性を深化させていくものと考えている。</u>これは、<u>他の専門職と同様である。</u> ○ すべての人は、人権が保障され、尊厳が守られ、差別・排除されず、存在そのものが認められ、幸福に生きていく権利があるかけがえのない存在であるが、<u>その中でも特に「子ども」は社会的に弱い立場であるがゆえに、その声がおとなや社会に届きにくく、虐待をはじめとする固有の課題が生じやすい存在である。</u> ○ そのため、2021年度から開始される社会福祉士の<u>新たな社会福祉士養成カリキュラムでは、児童虐待が極めて大きな課題</u>であるとの認識のもと、それに対応できる観点から見直された。 ○ 新たな社会福祉士養成カリキュラムでは、児童虐待に対応するため、<u>科目『児童・家庭福祉』を中核科目として位置づけつつ、アウトリーチ等ケース発見機能を強化したソーシャルワーク関連の科目によって知識・技術を身につけ、さらに『権利擁護を支える法制度』での権利擁護を基本にして、『貧困に対する支援』『刑事司法と福祉』等法制度も含めた知識の習得を行い、これらの座学の学びと演習・実習科目を連動・循環させることになっている。</u>また、<u>医学・心理学・社会学、障害児・者、保健医療、地域における支援、ニーズを把握するための調査法等についても学習し、複合的な課題に対応する教育内容に加え、実習時間を大幅に増やしており、当然、子ども家庭福祉領域の実習も強化されることとなる。</u>（次頁参照）

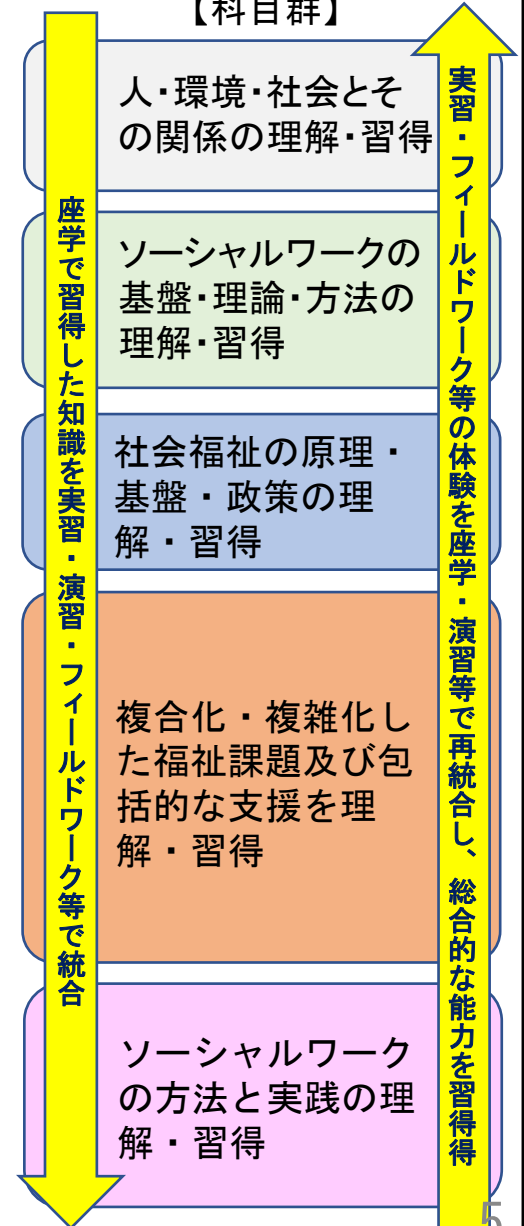
新たな社会福祉士養成カリキュラム（2021年度～4年制大学入学者から開始）

【指定科目】

①	「医学概論」
②	「心理学と心理的支援」
③	「社会学と社会システム」
④	「ソーシャルワークの基盤と専門職」
⑤	「ソーシャルワークの理論と方法」
⑥	「社会福祉調査の基礎」
⑦	「福祉サービスの組織と経営」
⑧	「社会福祉の原理と政策」
⑨	「社会保障」
⑩	「権利擁護を支える法制度」
⑪	「地域福祉と包括的支援体制」
⑫	「高齢者福祉」
⑬	「障害者福祉」
⑭	「児童・家庭福祉」
⑮	「貧困に対する支援」
⑯	「保健医療と福祉」
⑰	「刑事司法と福祉」
⑱	「ソーシャルワーク演習」
⑲	「ソーシャルワーク演習（専門）」
⑳	「ソーシャルワーク実習指導」
㉑	「ソーシャルワーク実習」

ソーシャルワークの共通基盤

【科目群】



① ソーシャルワークを担う者の資質の向上に向けた取組状況 …について

<p>Q①-1 つづき</p>	<p>ソーシャルワークの共通基盤の習得と領域毎の専門性を深めることの関係について、どのように位置づけているか</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもへの虐待によって命が失われるという重大かつ深刻な状況が生じている現状において、それら子どもを取り巻く困難な課題に対応できる専門性の高い人材を養成するために教育を強化することの重要性は当然認識している。 ○ 現実に、養成校の中では、法令で定められた1200時間を超えて養成教育を行うことで、<u>共通基盤に上乗せした領域別の専門性を深めたソーシャルワーカーを養成している</u>。具体的には、「<u>児童・家族福祉</u>」の時間数を、<u>通知に定める時間数より増やしたり</u>、<u>児童・家族福祉に関連するソーシャルワークの講義や実習の科目をおいている</u>。 ○ 会員校への調査（n=社会福祉士161課程）では、「児童・家族福祉」科目の時間数を増やしているのは21課程（13%）、「児童・家庭福祉」科目以外に子ども家庭福祉に関連する科目を設置しているのは63課程（39%）、看護師・保育士・教員・公認心理師などの養成課程の子ども家庭に関連する科目で履修が可能な科目を置いている課程は67課程（42%）である。

① ソーシャルワークを担う者の資質の向上に向けた取組状況 …について

<p>Q①-1 つづき</p>	<p>ソーシャルワークの共通基盤の習得と領域毎の専門性を深めることの関係について、どのように位置づけているか</p>
<p>回答</p>	<p>○ 本連盟の取り組みとしても、「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業」を行っている。この事業は、スクールソーシャルワークに関連する一定の講義・実習を実施している養成校を認定し、それらの指定科目を修了証を発行する仕組みになっている。現在63校が実施しており、創設された2009年からこの間に606名に修了証を発行した。さらに、スクールソーシャルワーカーの採用において、本事業で認定された者を応募の要件にする自治体もでてきている。</p> <p>○ 子どもへの虐待という重大かつ困難な課題に対応できる専門性を深化させる意味においても、<u>共通基盤の教育内容に加え、「子どもの虐待を撲滅するために必要となる教育内容」を上乗せした「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」</u>等によって、子どもへの虐待等困難な課題に対応し、<u>子どもの人権と自己実現（ウェルビーイング）を重視した教育の補強・強化が必要</u>であり、本連盟では既にその検討を開始しているところである。</p>



① ソーシャルワークを担う者の資質の向上に向けた取組状況 …について

Q①-2

学生への進路指導やキャリア形成になどにおいて、領域を前提にするということがどの程度行われているか、いないか

回答

- 学生への進路指導やキャリア形成については、各学校の方針や学生の意向等を踏まえ、それぞれの学校で行われている。進路指導においては、社会福祉士が幅広い分野・領域に対応できる人材養成をしているため、子ども領域も含めて様々な領域について行っている。
- 実習先が就職先と大きく関係していることが明らかになっている。元々、将来したい領域であるために実習先を決めているものと思われるが、その実習で肯定的な感情を持った場合には、その実習先に就職している場合が多い。
- その意味で、児童相談所での実習については、多忙なため十分に受け入れてもらえていない現状があり、同時に、プライバシーの問題があるとの理由で、十分な実習環境になっていないという現状も明らかになっている。
- 児童相談所の実習の受け入れについては、厚生労働省にもお願いしてきた経緯がある。ただ、児童相談所への就職は公務員試験というハードルがあるため、実習先と就職を直接結びつけるのには課題がある。



② 現行の教育内容に対する評価 …について

Q②-1	到達目標が実務者の養成に敵ったものであるかどうかの評価について
回答	<ul style="list-style-type: none">○ <u>社会福祉士養成においては、厚生労働省の通知で各指定科目の「教育のねらい」及び「教育に含むべき事項」が示されており、その通知の内容を踏まえた教育が養成校で行われている。さらに卒業・修了時に国家試験に合格することによって、少なくとも共通基盤の知識レベルにおいては、入門レベルの実務者としての到達目標には達していると考えている。</u>○ <u>おたずねの実務者養成が、卒業・修了時に、翌日から即戦力として、困難事例への対応も含めた実践に携わることが可能な実務者という意味であるなら、現在の養成校においては、そこまでの到達目標を掲げてはいない。むしろ、共通基盤の習得に注力すべきだと考えている養成校が多いと思われる。</u>○ <u>しかしながら、社会からのニーズ充足の要請が高い特定の領域においては、基礎的なレベルの実務者とはいえ、1200時間の養成課程に加えて、さらなる学習を課す必要があることは認識している。現在実施しているスクール・ソーシャルワークの課程は、そういった認識に基づいた取組である。</u>

② 現行の教育内容に対する評価 …について

Q②-2	・子ども家庭福祉分野に関する教育が少ないという指摘についてどう考えるか (総論的にどう思われるか。また、講義、演習、実習のそれぞれにおいてどうか)
回答	<p>○ 本質問にある「子ども家庭福祉分野に関する教育」は、<u>科目「児童・家庭福祉」のみを指すものではない</u>ことは、既に言及した通りである。新カリキュラムでは、アウトリーチ等ケース発見機能を強化したソーシャルワーク関連の科目によって知識・技術を身につけつつ、子どもに関連する<u>医学・心理学・社会学、障害児・者、保健医療、地域における支援、ニーズを把握するための調査法等</u>についても学習している。子ども家庭福祉分野の教育内容は、<u>社会福祉士養成課程全体を通じて強化</u>されている。</p> <p>○ また、<u>領域横断的に行われる「ソーシャルワーク演習」や「ソーシャルワーク実習指導」</u>において、<u>子ども家庭福祉を主たる問題とする事例の検討</u>を行うとともに、公的扶助、障害者福祉、精神保健福祉、高齢者福祉、女性福祉等福祉に関する相談においても、<u>子どもの権利保障の観点を見落とすことのないよう、家族全体をアセスメントする機会</u>が設けられている。それにより、福祉に関する相談場面にかかわるすべてのソーシャルワーカーが、<u>子ども家庭福祉分野の知識を踏まえた判断ができるよう、知識と実践の統合を図っている</u>。</p> <p>○ しかしながら、<u>子ども家庭福祉分野に就職を希望する学生に対しては、社会福祉士養成課程の教育内容に加えて、子ども家庭福祉に関する教育内容を上乘せした教育を行うことにより、共通基盤に加え、専門性のさらなる強化を図る必要がある</u>ことは認識している。これが、「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」である。</p> <p>○ 知識レベルにおいては、<u>「子どもの権利擁護の法制度と実践」「子どもの発達・心理／子どもの医学・精神医学／母子保健」「子ども虐待のリスクアセスメント」「社会的養護と子ども家庭支援」「スクールソーシャルワーク論」「子ども家庭福祉と精神保健福祉」</u>などの科目の設置を考えている。さらに、共通基盤の習得にかかわる<u>480時間の演習・実習に加えて、子ども家庭福祉分野の演習および第一線機関での実習を行うことも</u>考えている。</p>

② 現行の教育内容に対する評価 …について

Q②-3

・教育における実習の意義、実習の現状に対する評価、課題

回答

- 既述のとおり、社会福祉士養成において実習教育は実務者養成の基幹となる極めて重要な科目である。
- 講義科目と実習は、演習科目を媒介にして、両者における学びを互いにフィードバックしつつ、ソーシャルワーカーを養成している。講義で学んだ価値、知識、技術を実習において統合し、実習をもとにして、講義科目での総合的な能力を統合させることになる。
- ただし、本連盟はこれまで、社会福祉士養成に係る実習教育が少なすぎると考えており、実習教育の充実が実務者養成の基幹となる極めて重要な科目であることから、さらなる拡充・強化する必要があると認識し、切望している。2009年のカリキュラム改正時には、実習時間倍増の360時間を総会決議しているが、未だ実現していない。
- 一方、前回のカリキュラム改正では、実習担当教員や実習担当者の要件を定め、研修を義務付け、実習の質を高めてきた。そのこともあって、今回のカリキュラム改正では、実習時間の増加が図られた。
- 実習については、時間数等の一層の充実が求められる一方、実習先の確保のために、実習機関との連携が求められ、都道府県レベルでそのようなモデル事業を終え、全国に広げていく予定にしている。

② 現行の教育内容に対する評価 …について

Q②-4	・ 実習を行う上での現場の機関との連携や協同の現状と課題
回答	<ul style="list-style-type: none">○ 現場の機関と養成校は実習の委託・受託の関係を超えて、<u>養成校が有している資源を実習先に活かしていくことを方針</u>にしている。○ 社会福祉法人等の公益的な取り組みに実習担当教員が協力したり、実習先の勉強会やOJT・OFF-JTに実習担当教員だけでなく養成校全体が協力している例も多くみられる。○ 実習指導者講習会の講師は主に本連盟会員校の教員が講師を担当している。○ 実習指導者講習会および実習指導担当教員講習会の内容は、専門職団体と本連盟が内容をすりあわせ、整合をとって各講習プログラムを実施している。



② 現行の教育内容に対する評価 …について

<p>Q②-5</p>	<p>福祉事務所や児童相談所における資格実習について、他の実習先に比較して、何らかの傾向や特徴はあるか。</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、社会福祉士養成にかかる実習指導者は、<u>社会福祉士資格取得後3年以上の実務経験に加え、実習指導者講習会の修了が要件</u>となっている ○ ただし、児童相談所や福祉事務所等の行政機関は、<u>児童福祉司等の司職として8年以上の従事経験があれば、当分の間、実習指導者となることができる</u>とされている。（2007年養成カリキュラム改正時の経過措置が現在も適用。） ○ 会員校への調査（n=社会福祉士161課程）では、児童相談所での実習について、「相談したすべての児相から受入れがあった」課程が36課程あった半面、<u>「断られた」課程は25課程</u>であった。<u>断られた理由は、「業務繁多」（21課程）、「実習指導者がいない」（13課程）、「受け入れ校数の制限」（10課程）</u>となっている。 ○ また、もともと<u>「児童相談所での実習希望を募らなかった」課程（41課程）</u>では、募らなかった理由として<u>「ここ数年受け入れがないなど事実上受け入れ可能性が低い」が9割近く、「依頼するルートがない」が6割、「課程として求める実習が行われる可能性が低い」（56%）</u>となっており、<u>児童相談所で実習をしたくても、実習を受け入れてくれる可能性が低い</u>ため、<u>はじめから実習の実施を諦めている現状が明らか</u>となった。これらのことが理由となって、児童相談所で実習ができたとしても資料を読ませる実習に終始することが多いなどの例につながっている。



② 現行の教育内容に対する評価 …について

Q②-6	どのような教育体系が、虐待を含む子ども家庭福祉分野の対応力養成に効果的であると考え るか
回答	<ul style="list-style-type: none">○ <u>社会福祉士養成課程の教育内容に子どもの虐待を予防・解決するために必要となる教育内容を上乗せした「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」を実施することで、子どもに対する虐待に対応できる人材を養成すべきである。</u>○ さらに、<u>児童相談所等に就職した後は、スーパービジョンのもとで、専門性を深化させていくべきである。</u>○ なお、このスーパービジョンについては、認定社会福祉士制度において、養成校の教員もスーパーバイザーとして多数登録されていることから、養成校が児童相談所のスーパービジョンに協力することは可能である。



③ 新たに資格を創設する場合の養成等についての考え方 …について

Q③-1	既存資格の養成課程とは異なる、子どもに特化した実習を検討する際に課題になることはあるか
回答	<p>先ほど示した調査結果からも明らかなように、現在の社会福祉士養成においては、</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>児童相談所をはじめ、子ども家庭福祉領域の実習を受け入れる実習先自体が少ない。</u>○ <u>実習指導者の要件を満たす実習指導者がいる実習先が少ない。</u>○ <u>多忙のため、実習の受け入れてもらうことができない。</u>○ <u>児童相談所で実習ができたとしても、資料を読ませる実習に終始することが多く、実習教育として課題がある。</u>



③ 新たに資格を創設する場合の養成等についての考え方 …について

<p>Q③-2</p>	<p>既存のソーシャルワークの国家資格とは異なる養成課程を別に設置するとした場合の、加盟校の参入可能性について（採算上のハードルなどがないか）</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先に述べた、<u>社会福祉士養成課程の教育内容に上乗せした「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」</u>によって、<u>子どもへの虐待等困難な課題に対応するための教育の強化・充実が必要</u>である。このことは、今回会員校に緊急実施した調査結果でも明らかである。 ○ 会員校への調査では、子どもへの虐待等困難な課題に対応できる専門家を養成するための方法として、<u>「既存の社会福祉士養成に上乗せする方法」</u>が適切だとする回答が60%（97課程）、<u>「現行の社会福祉士養成課程を拡充する方法」</u>が適切だとする回答が29%（47課程）であり、<u>社会福祉士養成課程の教育内容への上乗せと拡充との合計は89%</u>であった。一方、「社会福祉士とは別個の養成課程を設置することが適切」だとする回答は1校のみであった。 ○ また、実際にそのような課程を設置する可能性について聞いたところ、「可能とする」回答は15%（24/161課程）であった。おそらく時間数との概要がわからないので、回答を控えたのであろう。仮に、この上乗せの教育課程に、国家資格かそれに準ずる公的認証等のインセンティブが与えられれば、参入可能との回答は増加すると思われる。 ○ 以上からも、児童相談所をはじめ、子ども家庭福祉領域の<u>実習先確保が安定的に確保できる状況になれば、社会福祉士養成課程の教育内容に上乗せした「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」</u>を設置して養成することの方が、<u>可能性が高い</u>。



③ 新たに資格を創設する場合の養成等についての考え方 …について

<p>Q③-3</p>	<p>現行の資格教育のカリキュラムに対しても、科目数が多く、学生、教員、学校経営に対して負担が大きいとの意見もあるところと思うが、既存のソーシャルワークの資格課程を持つ学校が、新たに子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの国家資格の課程を持つ場合には、どのような人員配置等の条件整備が必要だと考えるか</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既述のとおり、<u>社会福祉士養成課程への上乗せか、新たに別個の課程を新設するかによって状況は異なる。</u> ○ <u>既存の社会福祉士養成に上乗せする方法が適切</u>だとする回答が60%、別個に新たな課程を新設することが適切と考える課程が1%であることに鑑みれば、<u>新設よりは上乗せのほうが明らかに会員校の人員配置・条件整備等の負担は少なく実現可能性が高い</u>といえ、従って、本連盟としては<u>新たに別個の資格課程を創設することは考えがたい。</u> ○ 参考までに示すとすなら、本連盟のスクールソーシャルワーク認定課程は、最低1名の専任教員が必要となっており、さらに実際には、この専任教員も他の科目も持つ兼任教員であることが多いと思われる（この人数で可能である時間数を設定したという側面もある）。したがって、現行のスクールソーシャルワーク課程と同程度の規模の新設課程であれば、このぐらいの条件整備でも可能となる。 ○ なお、厚生労働省は、今後2018年から2040年にかけて、就労人口は約930万人減少するにもかかわらず、医療・福祉職は237万人増やす必要があり、医療・福祉専門職の生産性の向上を謳っている。その意味でも、<u>上乗せ方式は、国の意向にもかなった方法である</u>といえる。